



三重県公報

令和6年1月30日 (火)

第 485 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
60	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規定による液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定	(消防・保安課)	2
61	生活保護法の規定による介護扶助のための介護等を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
62	生活保護法の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
63	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
64	生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	3
65	生活保護法の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	3
66	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による介護支援給付のための介護等を担当する機関の指定	(同)	3
67	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
68	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
69	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
70	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	4
71	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	4
72	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	5
73	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	5
74	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	7
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	8
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	9
	二級建築士の免許を取り消した旨	(同)	9

告 示

三重県告示第 60 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 35 条の 6 第 1 項の規定により、液化石油ガス販売事業者の保安の確保の方法等の認定を次のとおり行いました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

販売事業者の名称	所在地	認定年月日	保安確保機器の設置及び管理の方法の別
株式会社 水野ガス	鈴鹿市高塚町 1802-2	令和 6 年 1 月 15 日	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第 46 条第 1 号（第一号認定）

三重県告示第 61 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
介護付有料老人ホームあおい	員弁郡東員町長深 2126-1	特定施設入居者生活介護	令和 5 年 9 月 28 日
介護付有料老人ホームあおい	員弁郡東員町長深 2126-1	介護予防特定施設入居者生活介護	令和 5 年 9 月 28 日

三重県告示第 62 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	訪問看護	名称	虹が丘訪問看護ステーション	虹が丘クリニック訪問看護ステーション	令和 5 年 4 月 1 日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	介護予防訪問看護	名称	虹が丘訪問看護ステーション	虹が丘クリニック訪問看護ステーション	令和 5 年 4 月 1 日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	訪問看護	所在地	松阪市上川町 215 番地 1	松阪市上川町 4322 番地 1	令和 5 年 6 月 1 日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	介護予防訪問看護	所在地	松阪市上川町 215 番地 1	松阪市上川町 4322 番地 1	令和 5 年 6 月 1 日
訪問介護 未来予想 図製作所	四日市市九の城町 5-12 鶉の森ビル 2C	訪問介護	所在地	四日市市九の城町 5-12 鶉の森ビル 2C	四日市市朝日町 1-9-2 2B	令和 6 年 1 月 1 日
訪問介護 未来予想 図製作所	四日市市九の城町 5-12 鶉の森ビル 2C	訪問型サービス（独自）	所在地	四日市市九の城町 5-12 鶉の森ビル 2C	四日市市朝日町 1-9-2 2B	令和 6 年 1 月 1 日

三重県告示第 63 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
三ツ矢橋歯科ファミリー矯正歯科	桑名市三ツ矢橋 16 番地	居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
三ツ矢橋歯科ファミリー矯正歯科	桑名市三ツ矢橋 16 番地	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日

三重県告示第 64 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
訪問看護ステーションオランジュ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	訪問看護	令和 5 年 12 月 31 日

三重県告示第 65 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 51 条第 1 項の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
あかつき台歯科医院	四日市市あかつき台二丁目 1 番地 20	居宅療養管理指導	令和 5 年 12 月 20 日
あかつき台歯科医院	四日市市あかつき台二丁目 1 番地 20	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 12 月 20 日

三重県告示第 66 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を指定しました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	指定年月日
介護付有料老人ホームあおい	員弁郡東員町長深 2126-1	特定施設入居者生活介護	令和 5 年 9 月 28 日
介護付有料老人ホームあおい	員弁郡東員町長深 2126-1	介護予防特定施設入居者生活介護	令和 5 年 9 月 28 日

三重県告示第 67 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	変更事項	変更内容		変更年月日
				新	旧	
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	訪問看護	名称	虹が丘訪問看護ステーション	虹が丘クリニック訪問看護ステーション	令和 5 年 4 月 1 日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	介護予防訪問看護	名称	虹が丘訪問看護ステーション	虹が丘クリニック訪問看護ステーション	令和 5 年 4 月 1 日

虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	訪問看護	所在地	松阪市上川町 215 番地 1	松阪市上川町 4322 番地 1	令和 5 年 6 月 1 日
虹が丘訪問看護ステーション	松阪市上川町 215 番地 1	介護予防訪問看護	所在地	松阪市上川町 215 番地 1	松阪市上川町 4322 番地 1	令和 5 年 6 月 1 日
訪問介護 未来予想 図製作所	四日市市九の城町 5-12 鶴の森ビル 2C	訪問介護	所在地	四日市市九の城町 5-12 鶴の森ビル 2C	四日市市朝日町 1-9-2 2B	令和 6 年 1 月 1 日
訪問介護 未来予想 図製作所	四日市市九の城町 5-12 鶴の森ビル 2C	訪問型サービス (独自)	所在地	四日市市九の城町 5-12 鶴の森ビル 2C	四日市市朝日町 1-9-2 2B	令和 6 年 1 月 1 日

三重県告示第 68 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
三ツ矢橋歯科ファミリー矯正歯科	桑名市三ツ矢橋 16 番地	居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日
三ツ矢橋歯科ファミリー矯正歯科	桑名市三ツ矢橋 16 番地	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 3 月 31 日

三重県告示第 69 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	休止年月日
訪問看護ステーションオレンジ T S U	津市青葉台 2 丁目 11-2	訪問看護	令和 5 年 12 月 31 日

三重県告示第 70 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から指定の辞退の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	辞退年月日
あかつき台歯科医院	四日市市あかつき台二丁目 1 番地 20	居宅療養管理指導	令和 5 年 12 月 20 日
あかつき台歯科医院	四日市市あかつき台二丁目 1 番地 20	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 12 月 20 日

三重県告示第 71 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 30 日 第 10 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社ミエライス	代表取締役社長 前川 昌治	三重県津市庄田町 1957 番地

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
高山 瑛司	玄米	K242023629

三重県告示第 72 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

第 2

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 73 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス川井中央店
松阪市川井町字中大坪 772 番 13 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号	横山 英昭

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 9 月 17 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,396 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	48 台	縦覧による
合 計	48 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	18 台	縦覧による
合 計	18 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	40 m ²	縦覧による
合 計	40 m ²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設 1	4.5 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	9.0 m ³	縦覧による
合 計	13.5 m ³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前 9 時	午後 9 時 45 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯

駐車場	午前 8 時 30 分から午後 10 時まで
-----	------------------------

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場	3 箇所	縦覧による
合計	3 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 6 年 1 月 16 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 1 月 30 日から同年 5 月 30 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 74 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ阿倉川店

四日市市阿倉川町 1431-1

2 四日市市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 6 年 1 月 30 日から同年 3 月 1 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

上野南部第一土地改良区（伊賀市比自岐 529 番）

退任理事

伊賀市比自岐 3149 番地

〃 摺見 527 番地

〃 〃 559 番地

〃 〃 457 番地

〃 比自岐 610 番地

〃 〃 1194 番地

〃 〃 589 番地

中 井 瑛 章

山 下 康 夫

松 生 昭 治

腰 山 建 司

大 西 啓 史

荒 鹿 富美夫

貝 増 悟

伊賀市比自岐 826 番地
 " 摺見 1 番地 3
 " 比自岐 2894 番地
 " " 1234 番地
 " 岡波 1016 番地
 " " 1015 番地
 " " 861 番地
 " 下神戸 2570 番地
 " " 1582 番地
 " 栢川 7 番地 4
 " " 482 番地 3
 " 才良 877 番地
 " " 406 番地

山下茂隆
 北出佳孝
 田中勇
 森前稔
 山本利春
 貝増健
 西山莊司
 片山義男
 福嶋健司
 森川敏弘
 上野紳
 山本大
 梅本剛司

退任監事

伊賀市摺見 1287 番地
 " 比自岐 825 番地
 " 才良 457 番地

重富寛
 林則祐
 藤室明生

就任理事

伊賀市比自岐 3127 番地
 " 摺見 474 番地
 " " 559 番地
 " " 457 番地
 " 比自岐 589 番地
 " " 726 番地
 " " 784 番地
 " " 1156 番地
 " " 2919 番地
 " " 2894 番地
 " " 1234 番地
 " 岡波 961 番地
 " " 882 番地
 " " 1072 番地
 " 下神戸 1584 番地
 " " 2530 番地
 " 栢川 457 番地
 " " 82 番地 12
 " 才良 867 番地
 " " 406 番地

堀岡朝欽
 森本壽一
 松生昭治
 腰山建司
 貝増悟
 福井真一
 中森崇喜
 村上幸男
 東本和平
 藤本武司
 森前稔
 仲理明
 中西純一
 岡本裕量
 山本正明
 滝本春美
 綿井巖治
 坂井勝代
 鵜山治彦
 柳田重美

就任監事

伊賀市比自岐 601 番地
 " " 1016 番地
 " 下神戸 1563 番地

大西恒雄
 山本利春
 城山義男

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 12 月 22 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
 公共測量（数値撮影及び数値図化）
- 2 作業地域

松阪市八太町、同市中万町、同市射和町、多気郡多気町相可、同町荒蒔、同町相可台、同町五佐奈、同町西山、同町仁田及び同町五桂

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令 和 6 年 1 月 17 日	株式会社富士土地 代表取締役 林 弘高	三重県松阪市湊町 236	伊勢市小俣町湯田 894-1 の一部、895-4	A	6.0	22.2

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 6 年 1 月 30 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 6 年 1 月 18 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
町田 哲一
二級建築士
三重県知事登録第 5984 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>